



平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における訪問系サービスの改定内容等について

平成30年3月23日

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課

訪問サービス係長

佐々木 俊哉

※注 本資料を作成した3月14日
時点の内容になります。

1	居宅介護	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 2
2	重度訪問介護	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 5
3	同行援護	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 9
4	行動援護	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 1 3
5	重度障害者等包括支援	・	・	・	・	・	・	・	・	・	P 1 6

(参考資料)

- 1 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（抜粋）
- 2 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料（抜粋）

居宅介護の概要

○ 対象者

- 障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

○ サービス内容

居宅における

- 入浴、排せつ及び食事等の介護
- 調理、洗濯及び掃除等の家事
- 生活等に関する相談及び助言
- その他生活全般にわたる援助

※通院等介助や通院等乗降介助も含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
248単位(30分)～813単位(3時間)
3時間以降、30分を増す毎に81単位加算

家事援助中心
102単位(30分)～
267単位(1.5時間)
1.5時間以降、15分を増す毎に
34単位加算

通院等介助(身体介護なし)
102単位(30分)～
267単位(1.5時間)
1.5時間以降、30分を増す毎に
68単位加算

通院等乗降介助
1回98単位

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度 障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間
3回を限度として1回につき564単
位加算)
→ サービス提供責任者と精神障害者
等の特性に精通する国家資格を有す
る者が連携し、利用者の心身の状況
等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単
位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事
業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する
支援体制を評価

○ 事業所数

19,902(国保連平成29年10月実績)

○ 利用者数

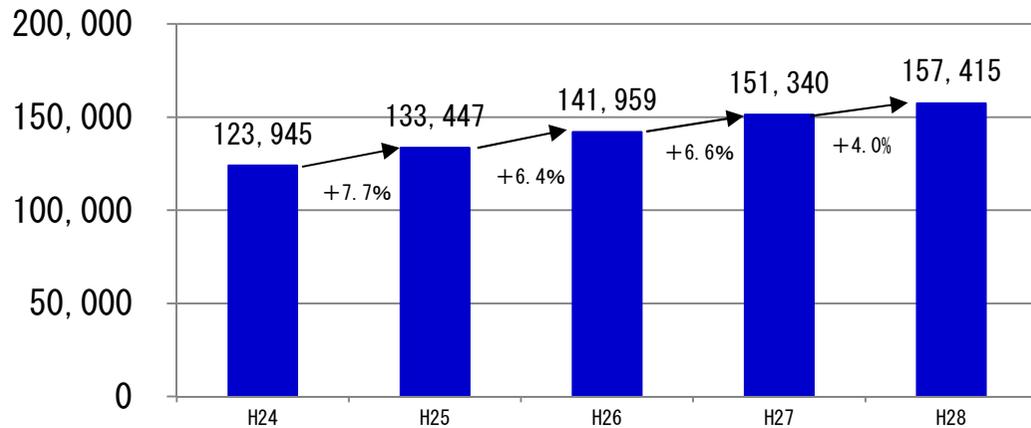
173,376(国保連平成29年10月実績)

居宅介護の現状

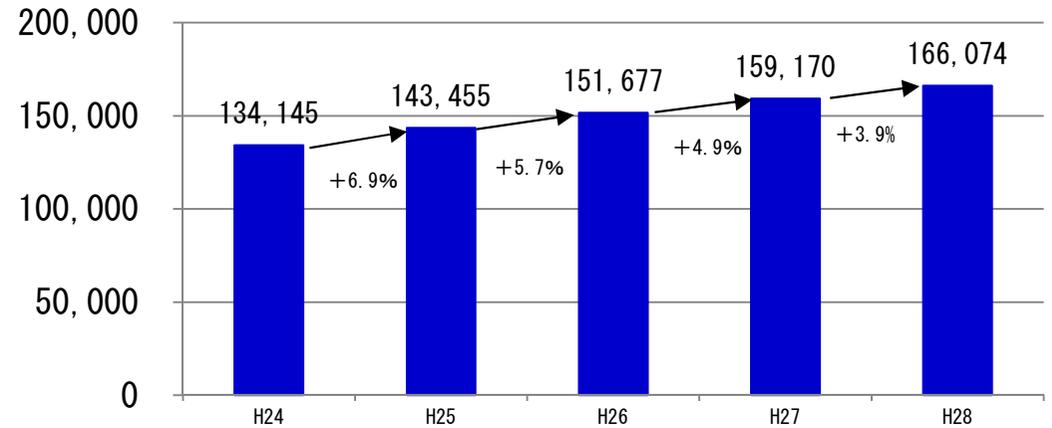
【居宅介護の現状】

- 居宅介護の平成28年度費用額は約1,574億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約7.2%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については毎年度増加している。一人当たり費用額の推移については平成27年度まで毎年度増加しており、平成28年度は減少した。

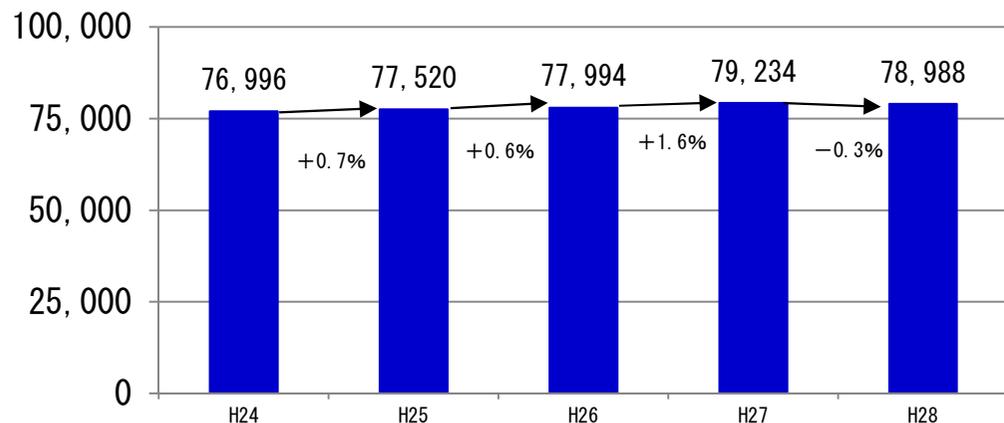
総費用額の推移（百万円）



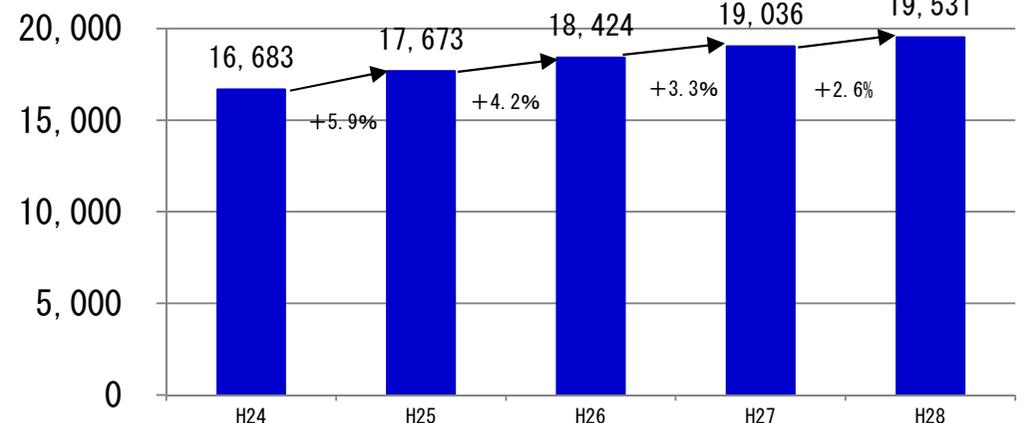
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



居宅介護の平成30年度報酬改定の概要 [1/1]

1. 共生型居宅介護の創設

<Point>

- 指定訪問介護事業所であれば、指定居宅介護及び共生型居宅介護のいずれの指定も受けることが可能。

2. 同一建物等に居住する利用者等へのサービス提供に対する評価の適正化

<Point>

- 居宅介護事業所と同一建物の利用者に提供した場合、利用者が同一建物に50人未満の場合は10%、50人以上の場合は15%を減算する。
- 居宅介護事業所の利用者が20人以上居住する建物に居住する利用者に提供した場合、10%を減算する。
- 要件は介護保険の訪問介護における同減算と同じ。

3. 初任者研修課程修了者のサービス提供責任者に対する評価の適正化

<Point>

- 居宅介護職員初任者研修修了者等であって、3年以上の実務経験をもってサービス提供責任者となっている者が居宅介護計画を作成している利用者に対して居宅介護を行った場合、10%を減算する。
- 要件は介護保険の訪問介護における同趣旨の減算（H30.4以降は廃止）とは異なる。

重度訪問介護の概要

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
→ 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅等における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。
※ 平成30年4月より、入院中の病院等におけるコミュニケーション支援等が追加。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー：常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)

※重度障害者等包括支援対象者

- ・ 重度訪問介護の対象であって、四肢全てに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者であって、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型(筋ジス、脊椎損傷、ALS、遷延性意識障害等を想定))、又は最重度知的障害者(Ⅱ類型(重症心身障害者を想定))。
- ・ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型(強度行動障害を想定))

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

184単位(1時間)～1,410単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 7,448(国保連平成29年10月実績)

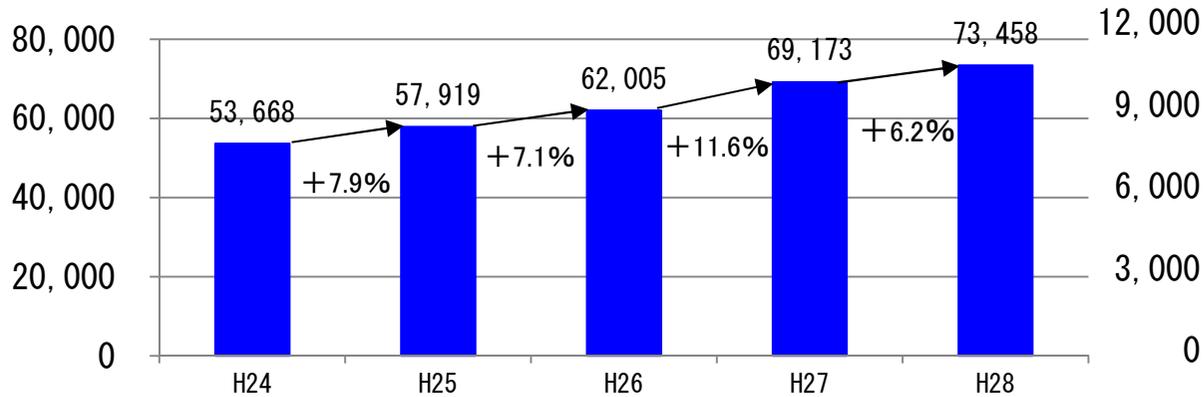
○ 利用者数 10,884(国保連平成29年10月実績)

重度訪問介護の現状

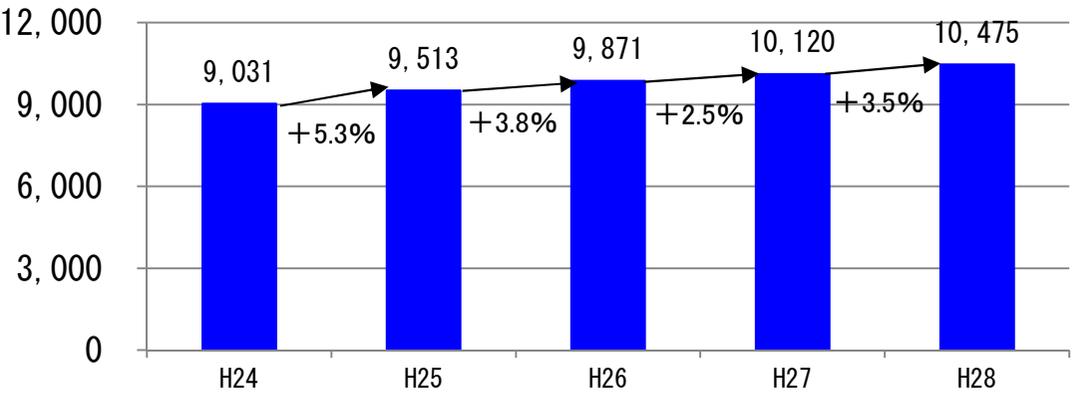
【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成28年度費用額は約735億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.4%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

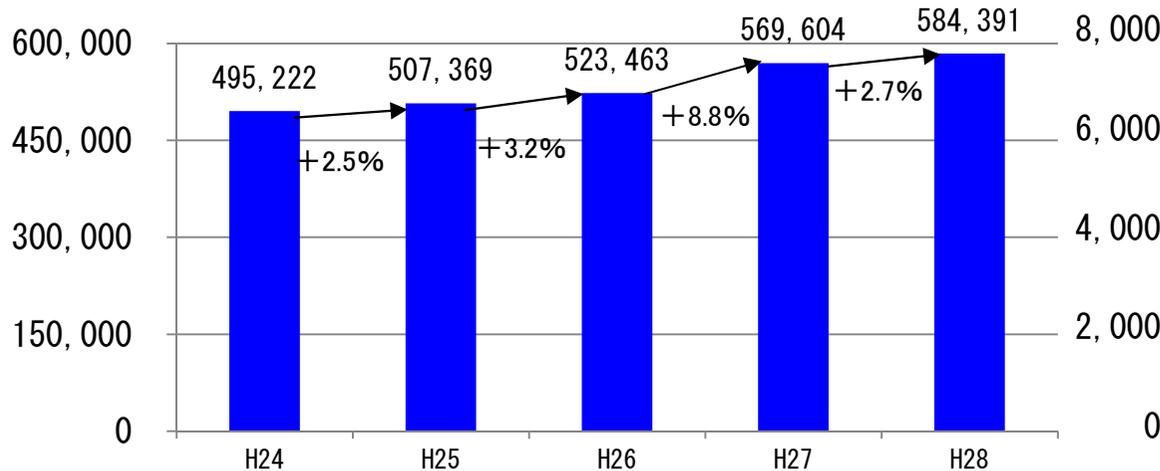
総費用額の推移(百万円)



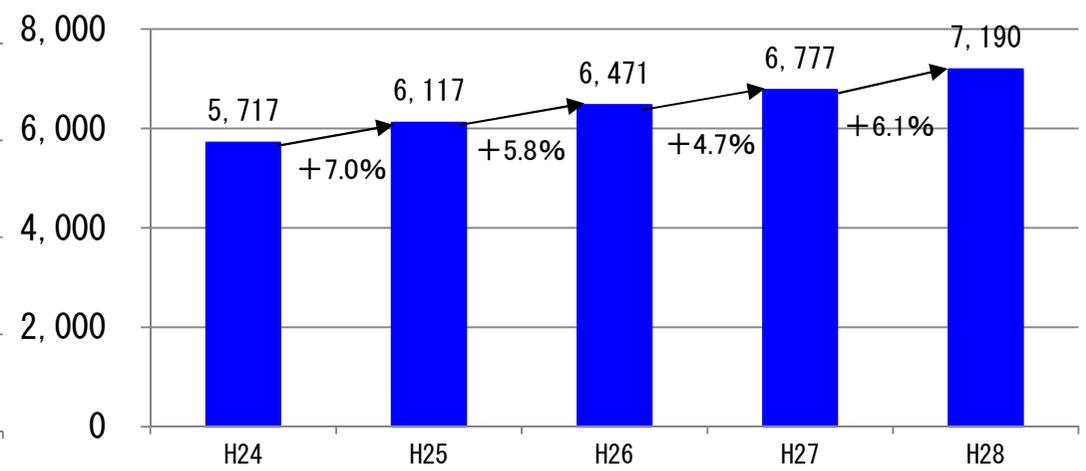
利用者数の推移(一月平均(人))



一人当たり費用額の推移(円)



事業所数の推移(一月平均(か所))



1. 病院等に入院中の支援の評価

<Point>

- 対象者は、在宅において重度訪問介護を利用していた区分6の者。
- 報酬及び従業者要件は、在宅時に提供する場合と基本的には同じ。
- 入院時に改めて支給変更申請等を行う必要はない。
- 支援内容はコミュニケーション支援等を基本とする（適切な体位交換を病院等の職員に伝えるため、病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定される）。個別具体的には病院等と十分に調整しながら必要な支援を行うこと。
- 90日以上の利用には市町村に事前に許可を得る必要がある。加えて、20%の減算が生じることに注意。

2. 共生型重度訪問介護の創設

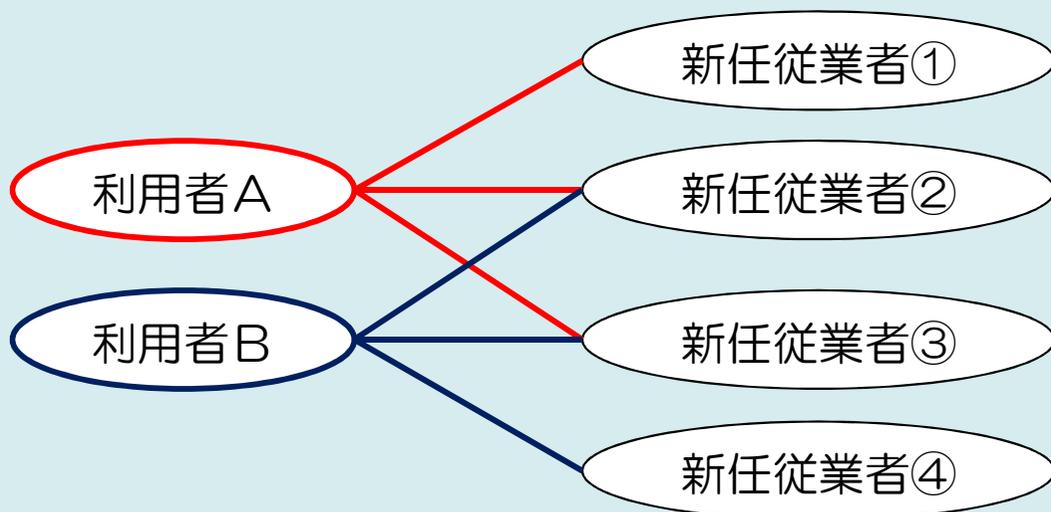
<Point>

- 指定訪問介護事業所であれば、指定重度訪問介護及び共生型重度訪問介護のいずれの指定も受けることが可能。

3. 意思疎通が困難な利用者等への同行支援の評価

<Point>

- 区分6の者に新任従業者が支援を行うときに、熟練従業者が同行して支援を行うことを評価（1人につき所定単位の85/100。2人分で170/200。）
- 新任従業者は、重度訪問介護事業所が雇用してから6ヶ月を経過していない者。ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる者は除く。
- 熟練従業者は、当該利用者の障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者から十分な評価がある者。
- 算定可能時間は新任従業者ごとに120時間を上限。
- 新任従業者の人数は、利用者1人につき、1年間に原則3人。



- ①は利用者Aに120時間まで支援が可能。
- ②は利用者A及びBに合計120時間まで支援が可能。
- ③は利用者A及びBに合計120時間まで支援が可能。
- ④は利用者Bに120時間まで支援が可能。

- 熟練従業者が同行した時間は問わない。
- 支給決定や請求に当たり、特に市町村と事業所との間で確認を要する加算であることに留意。

同行援護の概要

○ 対象者

- 視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等
→ 同行援護アセスメント票の調査項目(視力障害、視野障害、夜盲、移動障害)において、移動障害以外で1点以上かつ移動障害で1点以上に該当していること

○ サービス内容

外出時において、

- 移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)
- 移動の援護、排せつ及び食事等の介護
- その他外出時に必要な援助

※外出について

通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・同行援護従業者養成研修応用課程修了者であり、かつ、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・同行援護従業者養成研修一般課程修了者(盲ろう者向け・通訳介助員は、平成33年3月31日まで、暫定的な措置として、当該研修を修了したものと見なす。)
・居宅介護職員初任者研修修了者等であって、1年以上の直接処遇経験を有する者 等

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

184単位(30分)～610単位(3時間) 3時間以降、30分を増す毎に63単位加算

■ 主な加算

盲ろう者支援加算(25%加算)

→盲ろう者向け・通訳介助員が、盲ろう者(視覚障害者かつ聴覚障害者)に支援することを評価

区分3の者に提供したときの加算

(20%加算)
→障害支援区分3の者への支援を評価。

区分4以上の者に提供したときの加算(40%加算)

→障害支援区分4以上の者への支援を評価。

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

特別地域加算(15%加算)

→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

6,348(国保連平成29年10月実績)

○ 利用者数

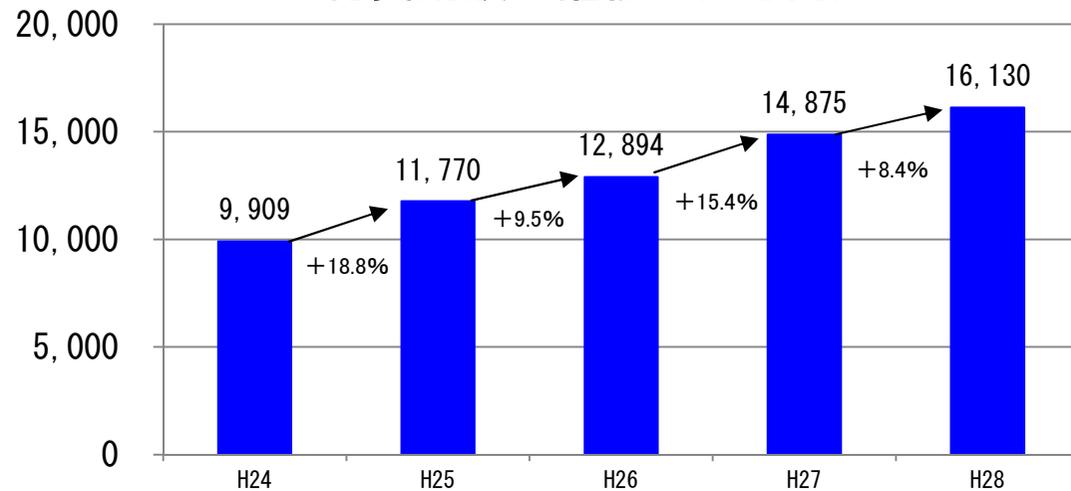
25,532(国保連平成29年10月実績)

同行援護の現状

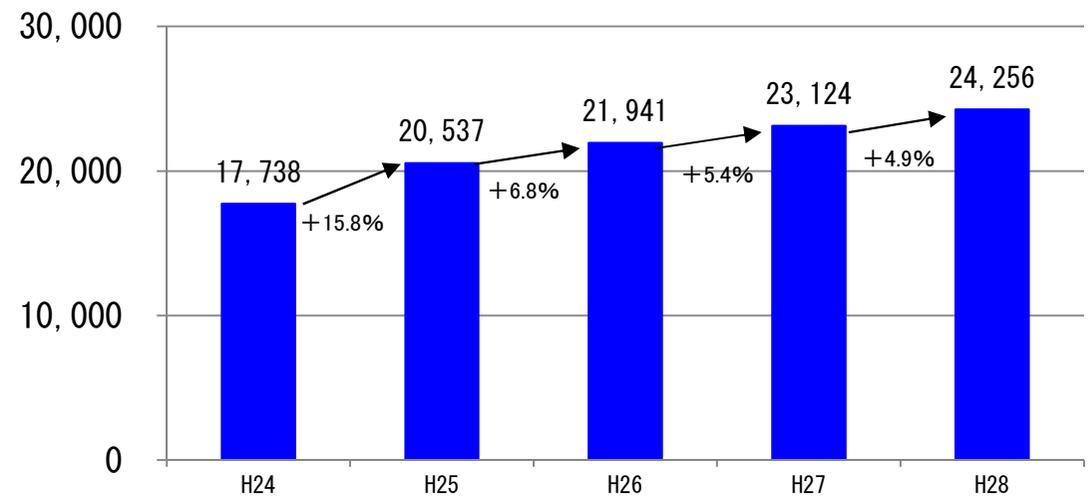
【同行援護の現状】

- 同行援護の平成28年度費用額は約161億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.7%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

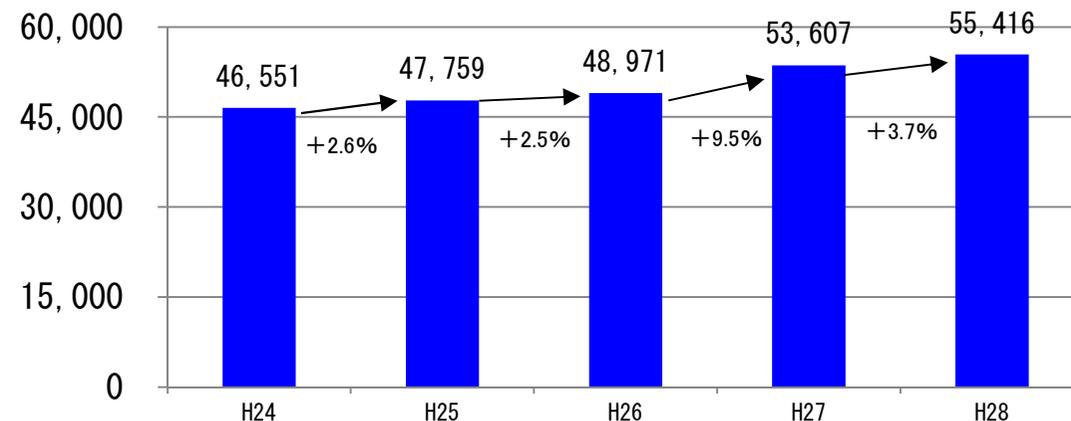
総費用額の推移（百万円）



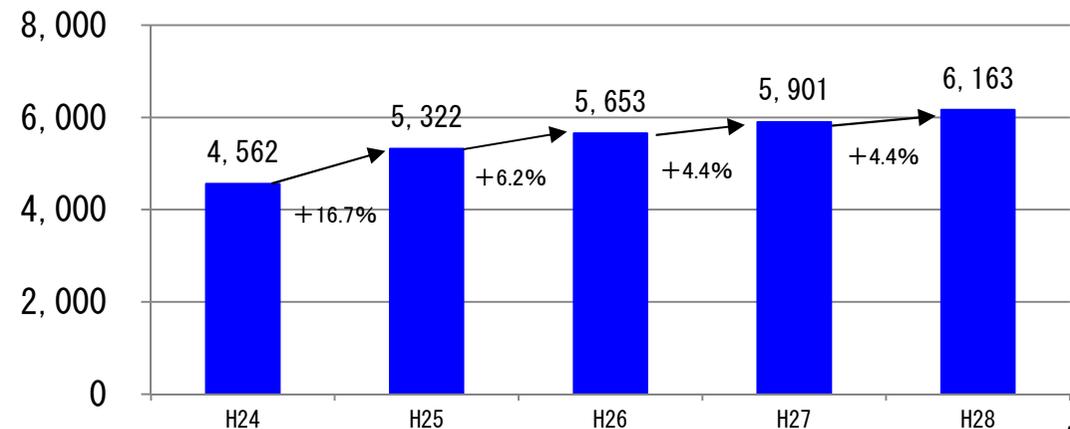
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



同行援護の平成30年度報酬改定の概要 [1/2]

1. 基本報酬の見直し及び加算の創設

<Point>

- 「身体介護を伴う場合」、「身体介護を伴わない場合」の分類を廃止。
- 平成30年3月31日までに支給決定を受けた者に提供した場合は、「身体介護を伴う場合」等の分類に基づく報酬を請求可能。利用者が4月以降に支給変更決定を受けた場合は、新たな報酬に基づき請求することになる。
- 盲ろう者（同行援護対象者であり、聴覚障害6級に相当する者）に、盲ろう者向け通訳・介助員（都道府県が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者等）が同行援護を提供した場合の加算を創設。
- 区分3以上の者に提供した場合の加算を創設。

現行		改定後	
イ 身体介護を伴う場合		イ 30分未満	184単位
(1) 30分未満	256単位	ロ 30分以上 1時間未満	291単位
(2) 30分以上 1時間未満	405単位	・	・
・	・		
ロ 身体介護を伴わない場合		加算【新設】	
(1) 30分未満	105単位	○ 盲ろう者通訳・介助員が盲ろう者に支援した場合	上記単位に+25/100
(2) 30分以上 1時間未満	199単位	○ 障害支援区分3の者に支援した場合	上記単位に+20/100
・	・	○ 障害支援区分4以上の者に支援した場合	上記単位に+40/100
・	・		

同行援護の平成30年度報酬改定の概要 [2/2]

2. 従業者要件の見直し

<Point>

- ・ 経過措置の廃止。
- ・ 平成30年3月31日において、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事した経験を有する盲ろう者向け通訳・介助員を同行援護従業者の要件に追加（平成33（2021）年3月31日までの暫定的な措置。）

現行	改定後
<p>■ 従業者</p> <p>(1) 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（<u>居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。</u>）</p> <p>(2) 居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、視覚障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有するもの</p> <p>(3) 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等</p> <p>■ サービス提供責任者</p> <p>(1) 以下の①又は②の要件を満たすものであって③の要件を満たすもの</p> <p>① 居宅介護職員初任者研修を修了した者であって3年以上介護等の業務に従事した者等</p> <p>② <u>平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事したもの（平成30年3月31日までの暫定的な取扱い。）。</u></p> <p>③ <u>同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者（居宅介護職員初任者研修課程修了者等については、平成30年3月31日までの間においては、当該研修課程を修了したものとみなす。）</u></p> <p>(2) 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等 国立リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科の教科を修了した者等</p>	<p>■ 従業者</p> <p>(1) 同行援護従業者養成研修一般課程を修了した者（<u>盲ろう者向け通訳・介助員については、平成33（2021）年3月31日までの間は、同研修を修了したものとみなす。</u>）</p> <p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p> <p>■ サービス提供責任者</p> <p>(1) 以下の①及び②の要件を満たすもの</p> <p>① 同左</p> <p>② 同行援護従業者養成研修応用課程を修了した者</p> <p>(2) 同左</p>

行動援護の概要

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成33年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (平成30年4月～)

■ 基本報酬

254単位(30分)～2,514単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)
→支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

1,639(国保連平成29年10月実績)

○ 利用者数

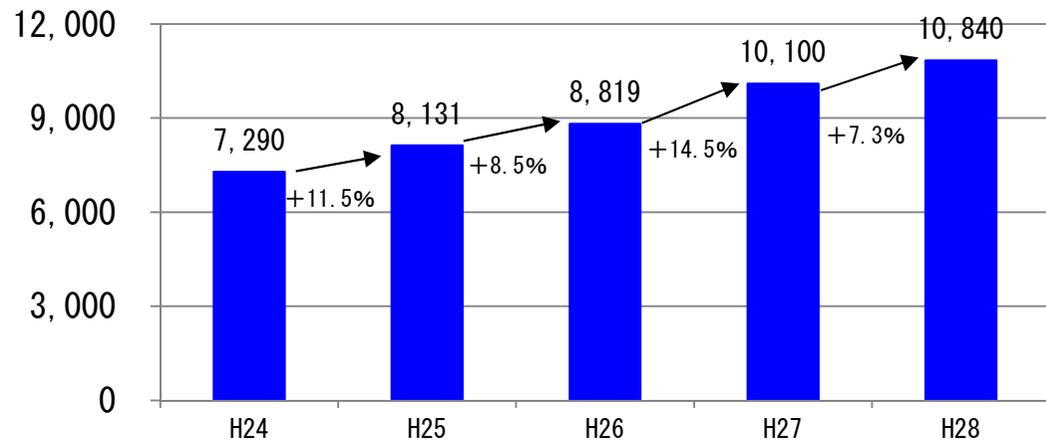
10,206(国保連平成29年10月実績)

行動援護の状況

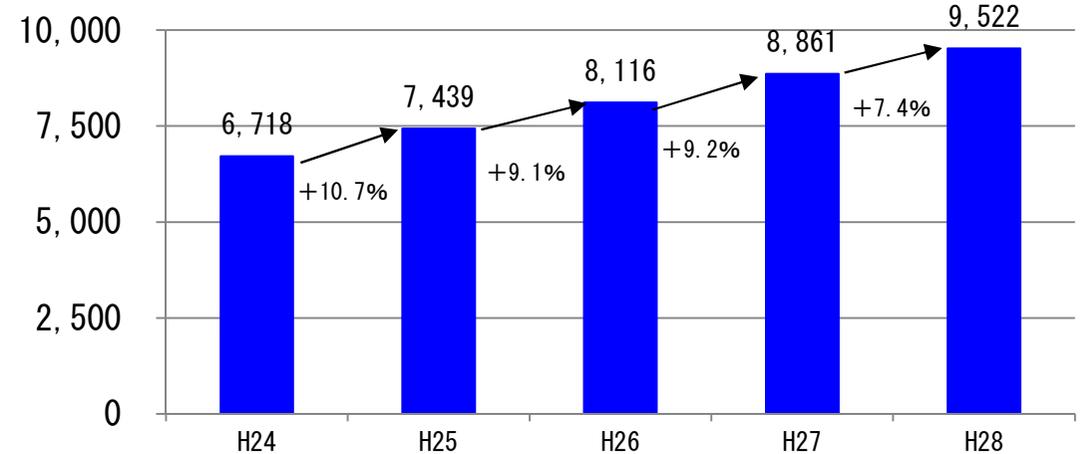
【行動援護の現状】

- 行動援護の平成28年度費用額は約108億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.5%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については毎年度増加している。一人当たり費用額の推移については増加したり減少したりしている。

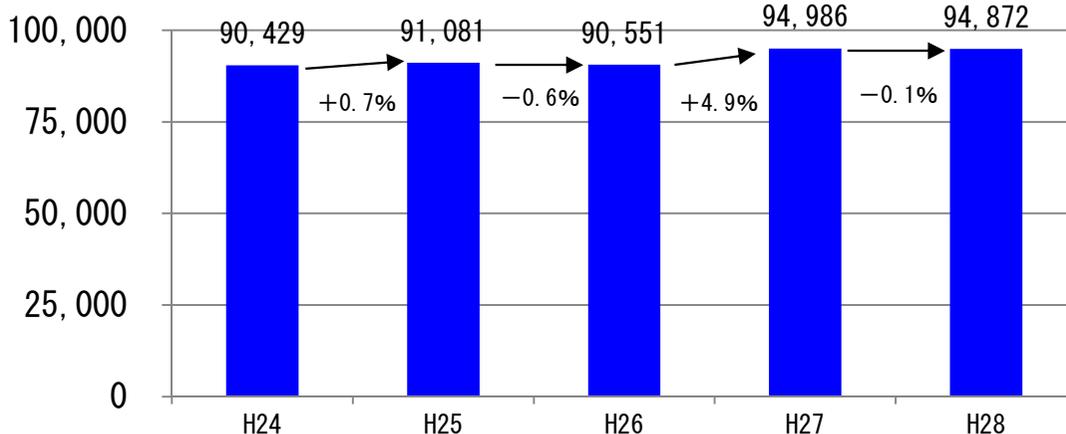
総費用額の推移（百万円）



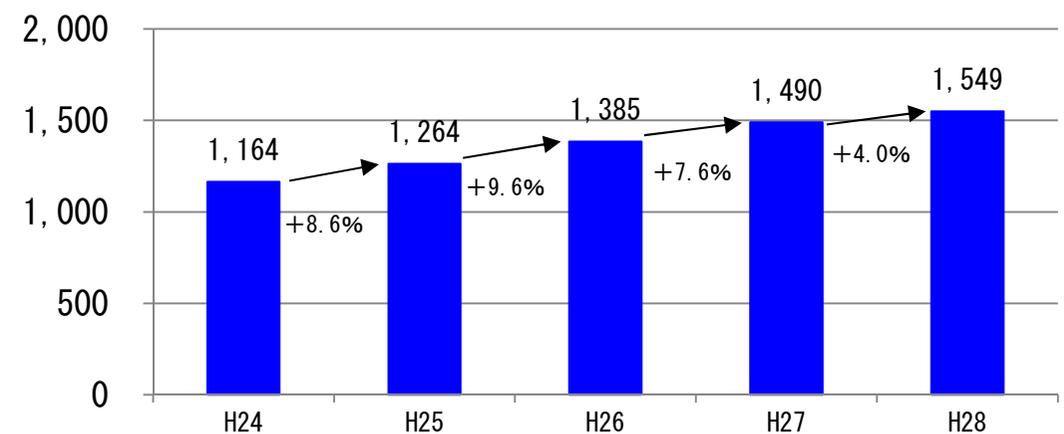
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）



事業所数の推移（一月平均（か所））



行動援護の平成30年度報酬改定の概要 [1/1]

○ 支援計画シート等が未作成の場合の減算に係る経過措置の廃止

<Point>

- 平成30年4月以降の提供に当たり、「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が未作成の場合は5%減算となる。

※ 行動援護の従業者要件の経過措置については平成33年3月31日まで延長。

現行

■ 従業者

行動援護従業者養成研修課程（又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修））を修了した者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者（介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業に2年以上従事した経験を有するものにあつては、平成30年3月31日までの間は、同要件に該当するものと見なす。）

■ サービス提供責任者

行動援護従業者養成研修課程（又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修））を修了した者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業に3年以上従事した経験を有する者（介護福祉士、実務者研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業に5年以上従事した経験を有するものにあつては、平成30年3月31日までの間は、同要件に該当するものと見なす。）

重度障害者等包括支援の概要

○ 対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

	類 型	状 態 像
重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型）	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者（Ⅱ類型）	・重症心身障害者 等
障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型）		・強度行動障害 等

○ サービス内容

- 訪問系サービス（重度障害者等包括支援、重度訪問介護等）や通所サービス（生活介護、短期入所等）等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者：1人以上（1人以上は常勤）
（下記のいずれにも該当）
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保（第3者への委託も可）
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（平成30年4月～）

■ 基本報酬

- 居宅介護、重度訪問介護、生活介護等 201単位（1時間）～2,401単位（12時間） ※12時間を超える場合は、8時間までの単価の98%を算定
- 短期入所 946単位/日 ○ 共同生活介護 997単位/日

■ 主な加算

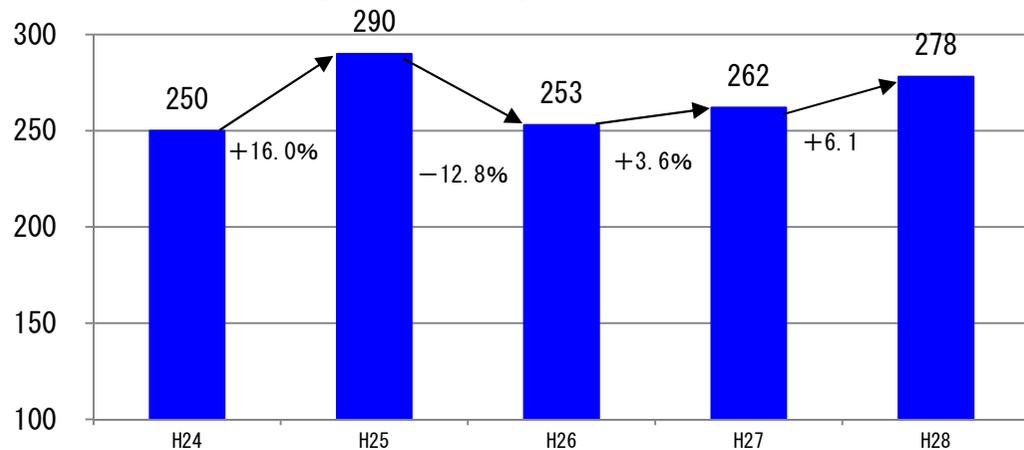
- | | | |
|--|--|---------------------------------|
| 特別地域加算（15%加算）
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価 | 喀痰吸引等支援体制加算（1日当たり100単位加算）
→喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価 | 短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり（48単位加算） |
|--|--|---------------------------------|

重度障害者等包括支援の現状

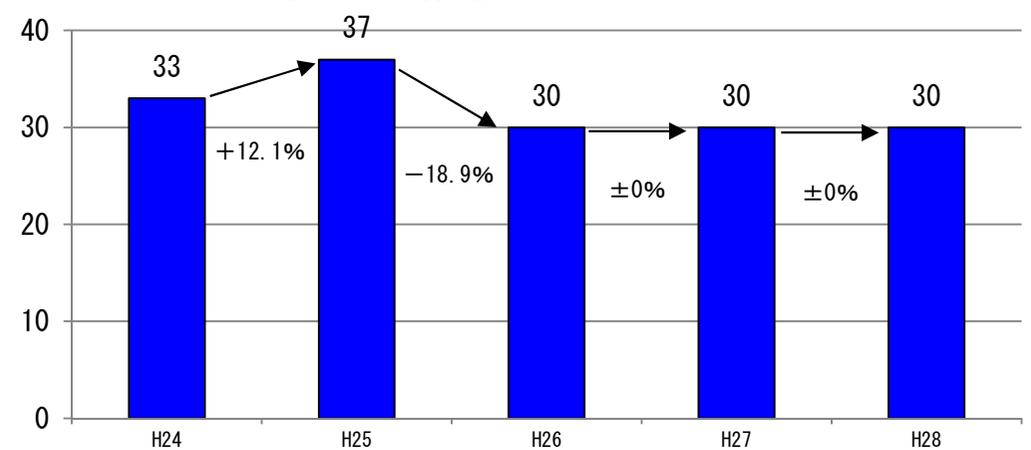
【重度障害者等包括支援の現状】

- 重度障害者等包括支援の平成28年度費用額は約2.8億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.01%を占めている。
- 利用者数及び事業所数については、ほぼ横ばいである。

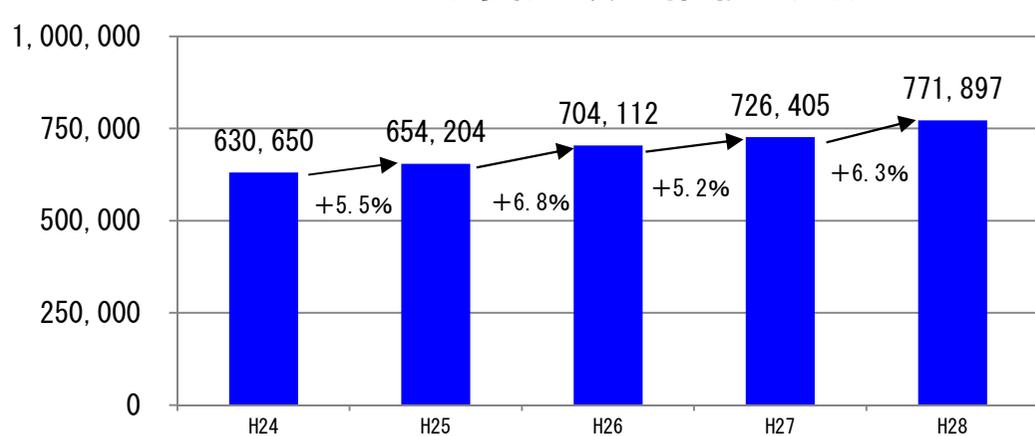
総費用額の推移（百万円）



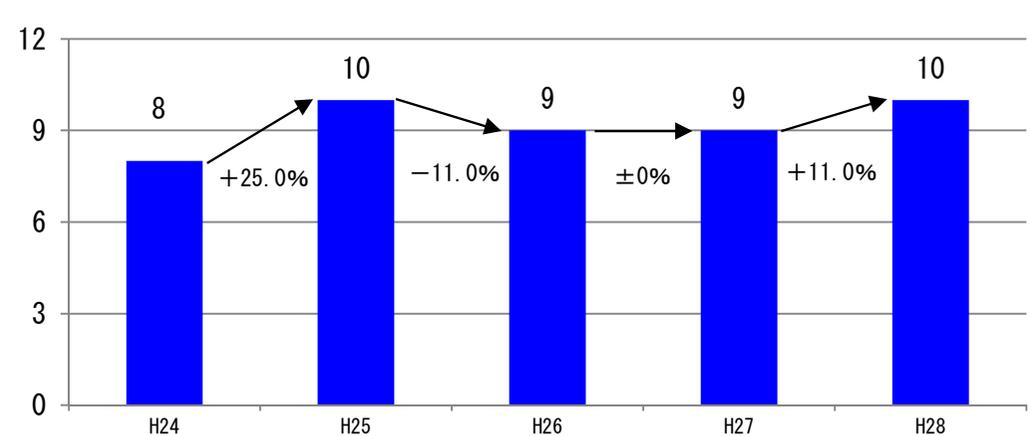
利用者数の推移（一月平均（人））



一人当たり費用額の推移（円）

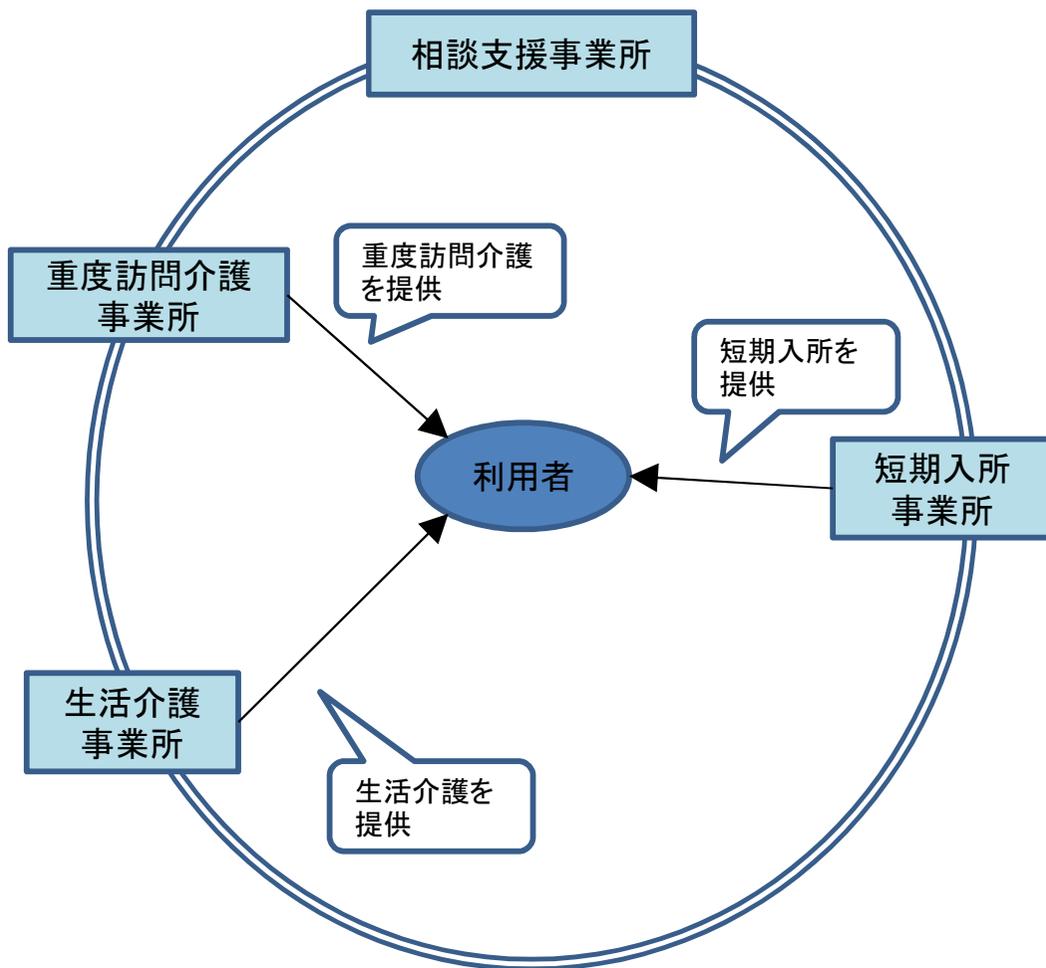


事業所数の推移（一月平均（か所））



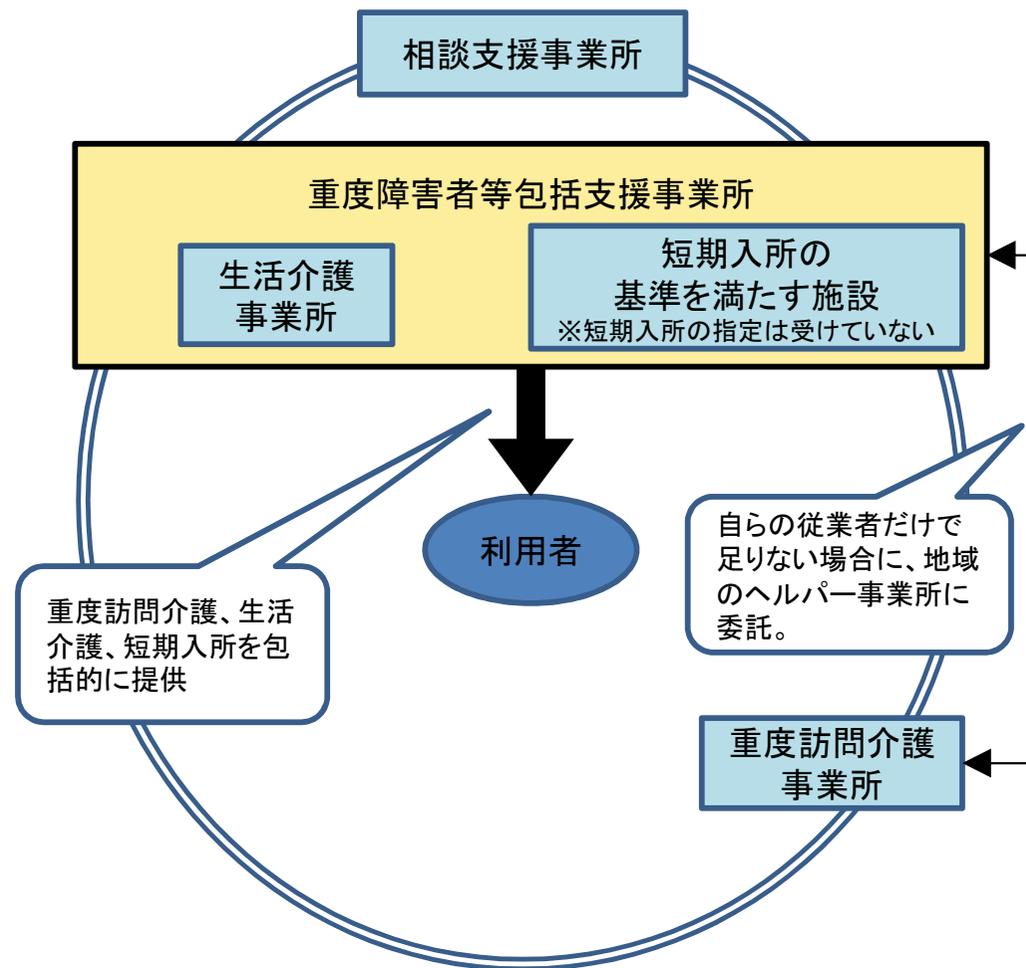
重度障害者等包括支援の提供のイメージ①

個々の障害福祉サービスを組み合わせる提供する場合



- 相談支援が利用者のサービス全体のマネジメントをする。
- 利用者は、個々のサービス事業所と契約を結ぶ。
- サービス事業所は、自らの運営するサービスを提供する。

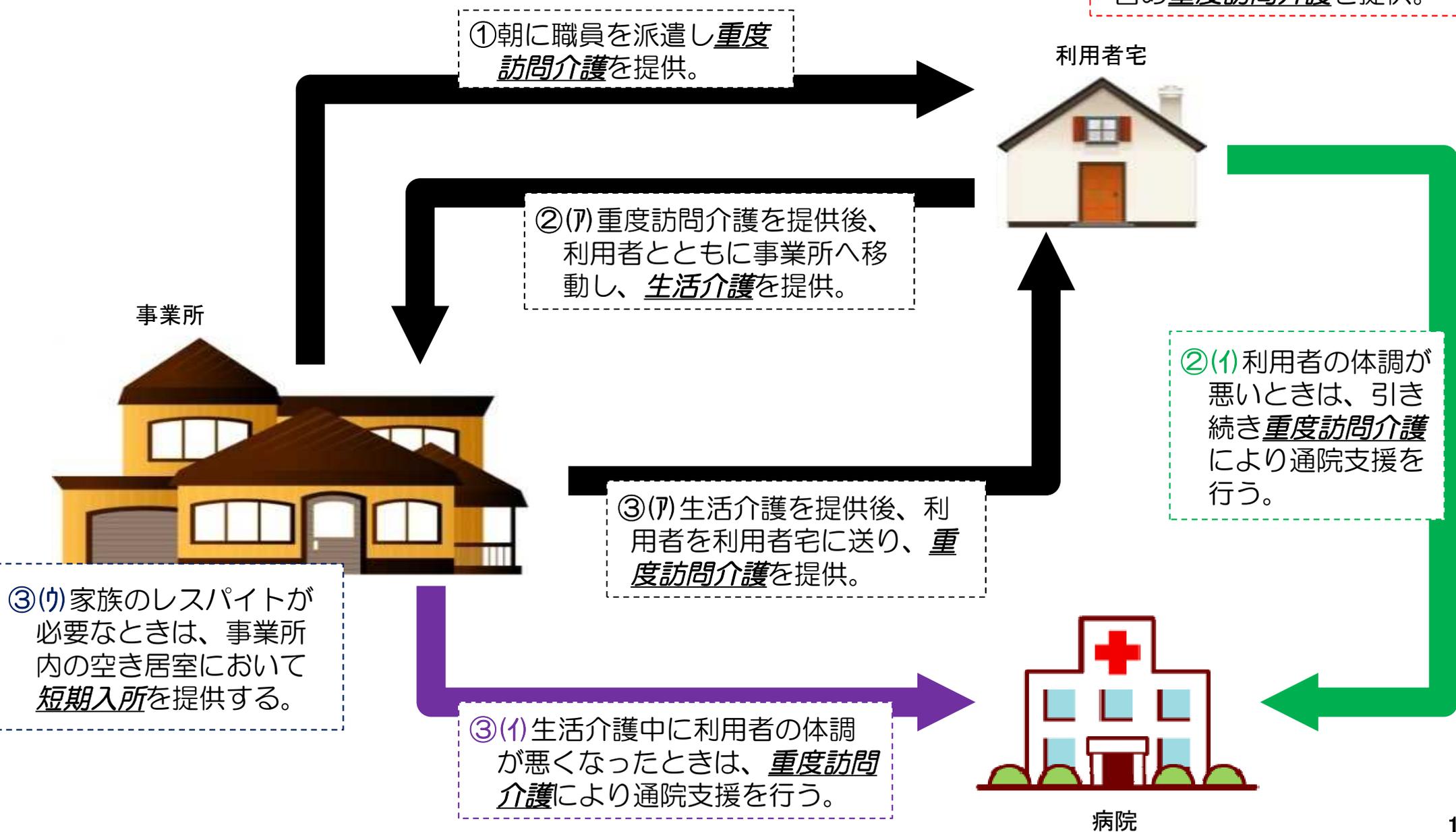
重度障害者等包括支援を提供する場合



- 相談支援が利用者のサービス全体のマネジメントをする。
- 利用者は、重度障害者等包括支援事業所と契約を結ぶ。
- 重度障害者等包括支援事業所は、自らが運営するサービス事業所や、委託先の事業所と連携し、利用する障害福祉サービスが利用者の状態等により発生するニーズに応じて柔軟に支援を行う。

重度障害者等包括支援の提供のイメージ②

生活介護事業所が、重度障害者等包括支援の指定をとり、支援を提供するケース。
(注：一例であり、この通り提供しなくてはならないものではない。)



重度障害者等包括支援 算定構造表（基本報酬部分（平成30年4月～））

基本部分		注	注	注	注	注
		2人の従業者による場合 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	特別地域加算	喀痰吸引等支援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護のみ対象	低所得の利用者に対し支援を行った場合
イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助	(1) 1時間未満 (201単位)	× 200 / 100	夜間もしくは早朝の場合 +25 / 100 深夜の場合 +50 / 100	+15 / 100	1人1日当たり 100単位を加算	
	(2) 1時間以上12時間未満 (301単位に30分を増すごとに+100単位)					
	(3) 12時間以上24時間未満 (2,499単位に30分を増すごとに+98単位)					
ロ 短期入所	1日につき (946単位)					1日につき48単位を加算
ハ 共同生活援助(介護サービス包括型に限る)	1日につき (997単位)					

重度障害者等包括支援 算定構造表（加算部分（平成30年4月～））

初回加算 (1月につき200単位を加算)

医療連携体制加算 ※短期入所のみ対象。	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき600単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき300単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)
	ホ 医療連携体制加算(Ⅴ)	(1日につき1,000単位を加算)
	ヘ 医療連携体制加算(Ⅵ)	(1日につき500単位を加算)
医療連携体制加算 ※共同生活援助のみ対象。	イ 医療連携体制加算(Ⅰ)	(1日につき500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ)	(1日につき250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ)	(1日につき500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ)	(1日につき100単位を加算)

送迎加算 (片道につき186単位を加算)
※短期入所のみ対象。

注 同一敷地内の場合 ×70/100単位

地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき670単位を加算)
※共同生活援助のみ対象。

精神障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)
※共同生活援助のみ対象。

強度行動障害者地域移行特別加算 (1日につき300単位を加算)
※共同生活援助のみ対象。

※ ほか、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算